

香芝市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、香芝市道路線の
供用を開始する。

その関係図面は、香芝市都市創造部公園道路管理課において告示の日から30日間一般の
縦覧に供する。

令和6年 1月10日

香芝市長 福岡 憲 宏

記

- | | | | |
|------------------|---|---|-----|
| 1. 路 | 線 | 名 | 別 紙 |
| 2. 供 用 開 始 の 区 間 | | | 別 紙 |
| 3. 供 用 開 始 の 期 日 | | | 別 紙 |

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1	4-14	穴虫3080-26先 ～穴虫3079-8先	令和6年 1月 10日
2	6-21	上中731-1先 ～高5-3先	令和6年 1月 10日
3	6-27	高123先 ～上中767-1先	令和6年 1月 10日
4	6-79	下田東一丁目486-1先 ～下田東一丁目490-1先	令和6年 1月 10日
5	7-3	逢坂六丁目256-1先 ～逢坂八丁目211-5先	令和6年 1月 10日
6	9-80	磯壁三丁目103-8先 ～磯壁三丁目86-1先	令和6年 1月 10日
7	10-21	五位堂四丁目237-7先 ～五位堂四丁目428-1先	令和6年 1月 10日
8	10-103-2	狐井189-1先 ～下田西四丁目143-3先	令和6年 1月 10日
9	11-4	鎌田537-7先 ～五位堂五丁目133-4先	令和6年 1月 10日